宮城県県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　宮城県に代わって普通県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等の名称
　県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）別表第一に掲げる県営住宅等（改良県営住宅を除く。）

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和十年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　鈴木　秀人

気仙沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　気仙沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　気仙沼市営住宅条例（平成十八年気仙沼市条例第百四十九号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和八年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　鈴木　秀人

女川町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　女川町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
　女川町営住宅条例（平成九年女川町条例第二十号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和八年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　鈴木　秀人

石巻市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　石巻市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　石巻市営住宅条例（平成十七年石巻市条例第二百七十三号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和十年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　鈴木　秀人

七ヶ浜町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　七ヶ浜町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
　七ヶ浜町営住宅条例（平成九年七ヶ浜町条例第四十一号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和十年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　鈴木　秀人

名取市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　名取市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　名取市営住宅管理条例（平成九年名取市条例第二十二号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和八年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　鈴木　秀人

岩沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　岩沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　岩沼市営住宅条例（平成九年岩沼市条例第十号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和八年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　鈴木　秀人

第８期決算公告　2025年３月31日

千葉県茂原市茂原661番地
大多喜ガスパートナー株式会社
代表取締役社長　萩原　順也

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	158,009
	固定資産	341,608
	合計	499,617
負債及び純資産の部	流動負債	49,320
	固定負債	306,845
	（退職給付引当金）	(6,643)
	（その他引当金）	(28,401)
	株主資本	143,451
	資本金	10,000
	利益剰余金	133,451
	その他利益剰余金	133,451
	（うち当期純利益）	(13,473)
	合計	499,617